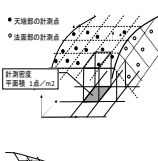
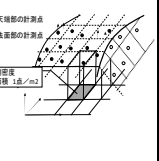
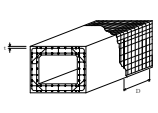
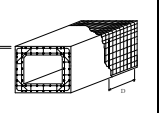
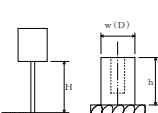
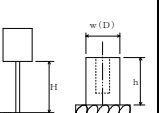
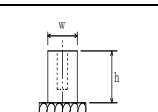
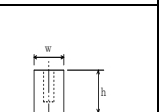
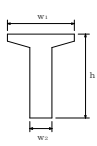
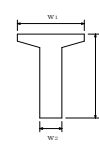
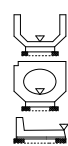
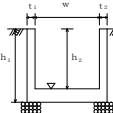
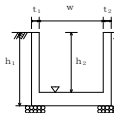
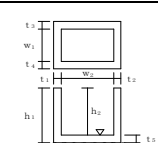
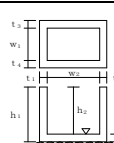
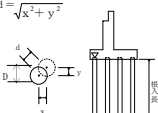
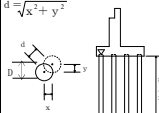
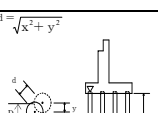
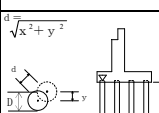
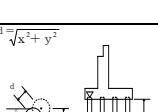
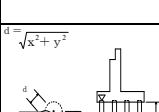


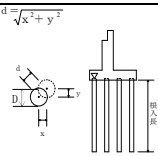
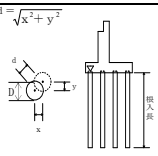
現行（令和5年度版）	改訂版（令和6年度版）	改定理由
土木工事施工管理基準 この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書(案)〔R5.3〕、第1編1-1-24施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。	土木工事施工管理基準 この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書(案)〔R6.3〕、第1編1-1-24施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。	年度更新
5. 管理項目及び方法 (1) 工程管理 受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。 (2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。 なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。 (「付表6. 施工管理基準のとりまとめ様式」に取りまとめて提出する)	5. 管理項目及び方法 (1) 工程管理 受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。 (2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。 なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。	

現行（令和5年度版）							改訂版（令和6年度版）							改定理由
1 出来形管理基準及び規格値（案） 目 次							1 出来形管理基準及び規格値（案） 目 次							
編、章、節	条	枝番	工種	種別	適用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	適用する出来形管理基準	頁	
第3編 土木工事共通編							第3編 土木工事共通編							文脈の判断の為に表示
第2章 一般施工							第2章 一般施工							文脈の判断の為に表示
第7節 地盤改良工		2	固結工	スラリー攪拌工 「 施工履歴データ 」を用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」による管理の場合		I - 107	第7節 地盤改良工		2	固結工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 第8編 固結工（スラリー攪拌工）編」による管理の場合		I - 107	諸基準類の改定
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-3	2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		I - 116	第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-3	2	桁製作工	仮組立検査を実施しない場合		I - 116	誤植
第18 設 床版工	3-2-18-2		床版工			I - 133	第18 節 床版工	3-2-18-2		床版工			I - 133	誤植
第6編 河川編							第6編 河川編							文脈の判断の為に表示
第1章 築堤・護岸							第1章 築堤・護岸							文脈の判断の為に表示
第3節 軽量盛土工	6-1-3- 1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	第3節 軽量盛土工	6-1-3- 2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	誤植
第4章 水門							第4章 水門							文脈の判断の為に表示
第14節 コンクリート管理	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3- 13 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I - 15	第14節 コンクリート管理	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I - 15	誤植
第15節 コンクリート管理	6-4-15- 2		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179	第15節 コンクリート管理	6-4-15- 3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179	誤植
第5章 堰							第5章 堰							文脈の判断の為に表示
第15節 コンクリート管理	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3- 13 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I - 15	第15節 コンクリート管理	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14 プ レキャストセグメント桁製作工（購入工）	I - 15	誤植
第7編 河川海岸編							第7編 河川海岸編							文脈の判断の為に表示
第3章 海城堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）							第3章 海城堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）							文脈の判断の為に表示
第4節 海城堤本体工	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打 ち コンクリート工	I - 146	第4節 海城堤本体工	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打コンクリート工	I - 146	誤植
第10編 道路編							第10編 道路編							文脈の判断の為に表示
第1章 道路改良							第1章 道路改良							文脈の判断の為に表示
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I - 163	第11節 落石雪害防止工	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I - 164	ページ番号
第5章 コンクリート橋上部							第5章 コンクリート橋上部							文脈の判断の為に表示
第5節 P C橋工	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3- 13 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I - 15	第5節 P C橋工	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I - 15	誤植
第16章 道路修繕							第16章 道路修繕							文脈の判断の為に表示
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	I - 163	第18節 落石雪害防止工	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	I - 164	ページ番号

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由				
単位：mm										単位：mm														
編	章	節	条	校番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	校番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	測 定 箇 所	備考			
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸 土工・ 砂防 土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2	1 共通編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸 土工・ 砂防 土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2	表記統一のための修正
						平面	標高較差	±50										±150	法面 (小段含む)	水平または 標高較差				
1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コン クリ ート	7 鉄筋 工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n 本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径		1-3-7-4	1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コン クリ ート	7 鉄筋 工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n 本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径		1-3-7-4	新編		
					かぶり t	設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上	工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。																	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的 工 種	6		小型構造物	設置高さ H	設計値以上	基礎1基毎		3-2-3-6	3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的 工 種	6		小型構造物	設置高さ H	設計値以上	基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-3-6	ICT		
						基礎	幅 w (D) 高さ h 根入長										—30 —30 設計値以上	基礎					幅 w (D) 高さ h 根入長	—30 —30 設計値以上
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落（横断）防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w 高さ h	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 1ヶ所／1施工箇所		3-2-3-7	3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落（横断）防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w 高さ h	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-3-7	ICT		
						パイプ取付高 H	+30 -20										パイプ取付高 H	+30 -20						

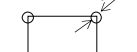
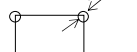
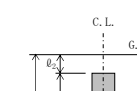
現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由												
単位：mm										単位：mm																						
編	章	節	条	校番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	校番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考												
3	2	3	8	1	路側防護欄工 (ガードレール)	基礎	幅w	−30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3	2	3	8	1	路側防護欄工 (ガードレール)	基礎	幅w	−30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8	ICT									
							高さh	−30										高さh	−30													
						ビーム取付高H	+30 −20	1ヶ所/1施工箇所										ビーム取付高H	+30 −20	1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。												
3	2	3	8	2	路側防護欄工 (ガードケープル)	基礎	幅w	−30	1ヶ所/1基礎毎		3	2	3	8	2	路側防護欄工 (ガードケープル)	基礎	幅w	−30	1ヶ所/1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8	ICT									
							高さh	−30										高さh	−30													
							延長L	−100										延長L	−100													
						ケーブル取付高H	+30 −20	1ヶ所/1施工箇所										ケーブル取付高H	+30 −20	1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。												
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さh	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10	3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さh	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-10	ICT										
3	2	3	13	1	ポストテンション桁製作工	幅（上）w ₁	+10 −5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-13	3	2	3	13	1	ポストテンション桁製作工	幅（上）w ₁	+10 −5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-13	誤植										
						幅（下）w ₂	±5										幅（下）w ₂	±5														
						高さh	+10 −5										高さh	+10 −5														
						桁長ℓ 支間長	ℓ<15…±10 ℓ≧15…±(ℓ−5) かつ−30mm以内										ℓ：支間長（m）	桁長ℓ 支間長					ℓ<15…±10 ℓ≧15…±(ℓ−5) かつ−30mm以内	ℓ：支間長（m）								
						横方向最大タワミ	0.8ℓ											横方向最大タワミ					0.8ℓ									
3	2	3	13	2	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁長ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-13	3	2	3	13	1	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁長ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-13	誤植										
						断面の外形寸法（mm）	—										断面の外形寸法（mm）	—														
3	2	3	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長ℓ 支間長	ℓ<15…±10 ℓ≧15…±(ℓ−5) かつ−30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。		3-2-3-14	3	2	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長ℓ 支間長	ℓ<15…±10 ℓ≧15…±(ℓ−5) かつ−30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。		3-2-3-14	誤植										
						横方向最大タワミ	0.8ℓ	ℓ：支間長（m）									横方向最大タワミ	0.8ℓ														

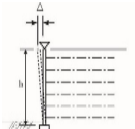
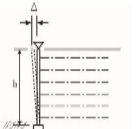
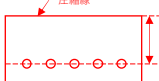
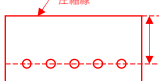
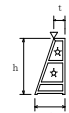
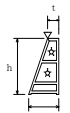
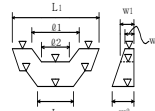
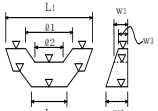
現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改訂理由	
単位：mm										単位：mm											
編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-29	ICT
						延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。								延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (場所排水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (場所排水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	ICT
						厚さ t ₁ 、 t ₂	-20									厚さ t ₁ 、 t ₂	-20				
						幅w	-30									幅w	-30				
						高さ h ₁ 、 h ₂	-30									高さ h ₁ 、 h ₂	-30				
						延長L	-200	1施工箇所毎								延長L	-200	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	30		集水側工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	30		集水側工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-30	ICT
						※厚さ t ₁ ～ t ₅	-20									※厚さ t ₁ ～ t ₅	-20				
						※幅 w ₁ 、 w ₂	-30									※幅 w ₁ 、 w ₂	-30				
						※高さ h ₁ 、 h ₂	-30									※高さ h ₁ 、 h ₂	-30				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、横断方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-4	表記統一のため修正
						根入長	設計値以上									根入長	設計値以上				
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内									偏心量 d	D/4以内かつ100以内				
						傾斜	1/100以内									傾斜	1/100以内				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-4	ICT
						根入長	設計値以上									根入長	設計値以上				
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内									偏心量 d	D/4以内かつ100以内				
						傾斜	1/100以内									傾斜	1/100以内				
						杭径D	設計値以上									杭径D	設計値以上				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、横断方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-5	表記統一のため修正
						根入長	設計値以上									根入長	設計値以上				
						偏心量 d	100以内									偏心量 d	100以内				
						傾斜	1/100以内									傾斜	1/100以内				
						杭径D	設計値（公称径） -30以上									杭径D	設計値（公称径） -30以上				

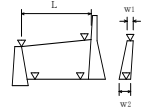
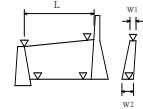
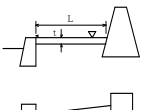
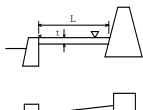
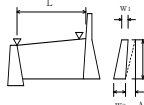
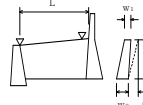
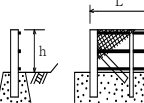
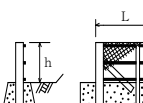
現行（令和5年度版）												改訂版（令和6年度版）												改定理由
単位：mm												単位：mm												
編	章	節	条	校番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	校番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	
3	2	4	6		深礎工		基準高▽	±50	全数について板中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6	3	2	4	6		深礎工		基準高▽	±50	全数について板中心で測定。 補斜は、縦断方向（道路縦断方向、横軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6	表記統一のため修正
							根入長	設計値以上											根入長	設計値以上				
							偏心量 d	150以内											偏心量 d	150以内				
							傾斜	1/50以内											傾斜	1/50以内				
							基礎径D	設計径（公称径）以上※											基礎径D	設計径（公称径）以上※				

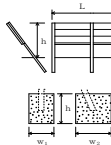
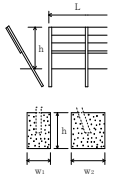
現行（令和5年度版）													改訂版（令和6年度版）													改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
単位：mm													単位：mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) ※面管理の場 合は測定値の 平均																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下											中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	厚さ	－25	－30	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	厚さ	－25	－30	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	3-2-6-13	3	土	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安 定処理工	幅	－50

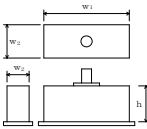
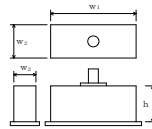
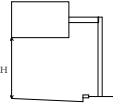
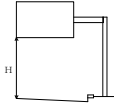
出来形管理基準及び規格値(案)

現行（令和5年度版）											改訂版（令和6年度版）											改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
単位：mm											単位：mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
編	章	節	条	校書	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	校書	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
3	2	7	9	2	固結工 （スラリー攪拌工） 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー攪拌工）編」による管理の場合	基準高▽ 位置	O以上 D／8以内	杭芯位置管理表により基準高を確認 全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 （掘起しによる実測確認は不要）		3-2-7-9	3	2	7	9	2	固結工 （スラリー攪拌工） 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第8編 固結工（スラリー攪拌工）編」による管理の場合	基準高▽ 位置	O以上 D／8以内	杭芯位置管理表により基準高を確認 全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 （掘起しによる実測確認は不要）		3-2-7-9	諸基準類の改定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
						杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 （掘起しによる実測確認は不要）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由		
単位：mm										単位：mm												
編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	
3	土木工事共通編	2 共通の工種	15 擁壁工	3 共通	補強土壁工 (補強土（テールアルメ）壁工法） (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3	3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	3 共通	補強土壁工 (補強土（テールアルメ）壁工法） (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3	鉄壁	
						高さ h	h < 3m	−50								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。						
							h ≥ 3m	−100														
						鉛直度Δ	±0.03 h かつ ±300以内									鉛直度Δ	±0.03 h かつ ±300以内					
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上									控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上					
延長 L	−200	1施工箇所毎	延長 L	−200	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1施工箇所毎															
3	土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2	床版工	基準高▽	±20	基準高は、1区間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1区間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		3-2-18-2	3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2	床版工	基準高▽	±20	基準高は、1区間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1区間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		3-2-18-2	図形の追加	
						幅 w	0～+30	幅 w								0～+30						
						厚さ t	−10～+20	厚さ t								−10～+20						
						鉄筋のかぶり	設計値以上	鉄筋のかぶり								設計値以上						
						鉄筋の有効高さ	±10	鉄筋の有効高さ								±10						
鉄筋の間隔	±20	1区間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。	鉄筋の間隔	±20	1区間当たり3断面（両端及び中央）測定。1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		1区間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。															
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10																			
7	河川海岸編	2 築堤・人工岬	5 築堤本体工	9	右岸工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-9	7 河川海岸編	2 築堤・人工岬	5 築堤本体工	9	右岸工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-9	鉄壁	
						厚さ t	−50	厚さ t								−50						
						高さ h	h < 3m	−50								高さ h	h < 3m	−50				
							h ≥ 3m	−100									h ≥ 3m	−100				
						延長 L	−200	1施工箇所毎								延長 L	−200	1施工箇所毎				
8	砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4	コンクリート堰堤本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所所で測定。		8-1-8-4	8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4	コンクリート堰堤本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所所で測定。		8-1-8-4	ICT	
天端部 w ₁ 、w ₃ 堤幅 w ₂	−30	天端部 w ₁ 、w ₃ 堤幅 w ₂	−30																			
水通し幅 θ ₁ 、θ ₂	±50	水通し幅 θ ₁ 、θ ₂	±50																			
堤長 L ₁ 、L ₂	−100	堤長 L ₁ 、L ₂	−100																			

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由						
単位：mm										単位：mm																
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
8 砂 防 堀	1 砂 防 堀	8 コン クリ ート 堀 壁 工	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長。または、測点に直角な水平延長を測定。		8-1-8-6	8 砂 防 堀	1 砂 防 堀	8 コン クリ ート 堀 壁 工	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長。または、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		8-1-8-6	ICT				
						幅 w_1, w_2	−30									幅 w_1, w_2	−30									
						長さ L	−100									長さ L	−100									
8 砂 防 堀	1 砂 防 堀	8 コン クリ ート 堀 壁 工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8	8 砂 防 堀	1 砂 防 堀	8 コン クリ ート 堀 壁 工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		8-1-8-8	ICT				
						幅 w	−100									幅 w	−100									
						厚さ t	−30									厚さ t	−30									
						延長 L	−100									延長 L	−100									
8 砂 防 堀	1 砂 防 堀	9 鉄 製 堀 壁 工	6		鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6	8 砂 防 堀	1 砂 防 堀	9 鉄 製 堀 壁 工	6		鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-9-6	誤植				
						長さ L	±100									長さ L	±100									
						幅 w_1, w_2	±50									幅 w_1, w_2	±50									
						下流側倒れ△	±0.02H									下流側倒れ△	±0.02H									
		高さ h				h < 3m	−50									高さ h	h < 3m	−50								
																							h ≧ 3m	−100	h ≧ 3m	−100
10 道 路 堀	1 道 路 改 良	11 落 石 害 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 w	−200	1施工箇所毎		10-1-11-4	10 道 路 堀	1 道 路 改 良	11 落 石 害 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 w	−200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		10-1-11-4	ICT				
						延長 L	−200									延長 L	−200									
10 道 路 堀	1 道 路 改 良	11 落 石 害 害 防 止 工	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		10-1-11-5	10 道 路 堀	1 道 路 改 良	11 落 石 害 害 防 止 工	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		10-1-11-5	ICT				
						延長 L	−200									延長 L	−200									

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由									
単位：mm										単位：mm																			
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要								
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6	10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-1-11-6	ICT							
						延 長 L	—200	1施工箇所毎	延 長 L	—200							1施工箇所毎												
						基 礎	幅 w ₁ 、w ₂	—30	基礎1基毎								幅 w ₁ 、w ₂	—30	基礎1基毎										
							高 さ h	—30										—30											

現行（令和5年度版）											改訂版（令和6年度版）											改定理由
単位：mm										単位：mm												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 幅	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 w_1 , w_2	－30	基礎1基毎		10-2-9-4	10 道路 幅	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 w_1 , w_2	－30	基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4	ICT
						高さ h	－30										高さ h	－30				
10 道路 幅	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		10-2-9-4	10 道路 幅	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4	ICT